さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、さいたま市水道局が発注する建設工事（以下「工事」という。）並びにさいたま市水道局が発注する建設工事に伴う設計、調査及び測量業務、並びに補償業務（以下「業務」という。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）を執行するにあたり、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の１０第２項（令第１６７条の１３により準用する場合を含む。）の規定により設定する最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　入札執行者　入札事務を執行する職員をいう。
(2)　直接工事費　工事の予定価格算出の基礎となった直接工事費をいう。
(3)　共通仮設費　工事の予定価格算出の基礎となった共通仮設費をいう。
(4)　現場管理費　工事の予定価格算出の基礎となった現場管理費をいう。
(5)　一般管理費　工事の予定価格算出の基礎となった一般管理費をいう。
(6)　直接測量費　業務の予定価格算出の基礎となった直接測量費をいう。
(7)　直接人件費　業務の予定価格算出の基礎となった直接人件費をいう。
(8)　直接調査費　業務の予定価格算出の基礎となった直接調査費をいう。
(9)　測量調査費　業務の予定価格算出の基礎となった測量調査費をいう。
(10)　特別経費　業務の予定価格算出の基礎となった特別経費をいう。
(11)　直接経費　業務の予定価格算出の基礎となった直接経費をいう。
(12)　間接調査費　業務の予定価格算出の基礎となった間接調査費をいう。
(13)　技術料等経費　業務の予定価格算出の基礎となった技術料等経費をいう。
(14)　その他原価　業務の予定価格算出の基礎となったその他原価をいう。
(15)　解析等調査業務費　業務の予定価格算出の基礎となった解析等調査業務費をいう。
(16)　一般管理費　業務の予定価格算出の基礎となった一般管理費をいう。
(17)　諸経費　業務の予定価格算出の基礎となった諸経費をいう。

（対象とする契約）

第３条　この要綱は、競争入札により設計金額が４００万円を超える工事及び設計金額が２００万円を超える業務の請負契約を締結しようとする場合について適用する。ただし、さいたま市水道局建設工事等低入札価格取扱要綱（平成１３年５月１日）の規定が適用される契約を除く。

（工事における最低制限価格）

第４条　工事における最低制限価格は、原則として、直接工事費に１００分の９７を乗じ

て得た額（一円未満切捨て）、共通仮設費に１００分の９０を乗じて得た額（一円未満切捨て）、現場管理費に１００分の９０を乗じて得た額（一円未満切捨て）及び一般管理費に１００分の６８を乗じて得た額（一円未満切捨て）の合計額に千円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨て、端数整理後の合計額に１００分の１１０を乗じて得た額とし、工事を所管する部長が定める。

２　前項の規定により算出した最低制限価格が予定価格に１０分の９．３（上限値）を乗じて得た額を超える場合においては、予定価格に１０分の９．３（上限値）を乗じて得た額、予定価格に１０分の７．５（下限値）を乗じて得た額に満たない場合においては、予定価格に１０分の７．５（下限値）を乗じて得た額とし、工事を所管する部長が定める。

３　前２項の規定により定めることが困難な特別な工事における最低制限価格においては、予定価格に１０分の９．３（上限値）から予定価格に１０分の７．５（下限値）を乗じて得た額の範囲内で、工事を所管する部長が定める。

（業務における最低制限価格）

第５条　業務における最低制限価格は、原則として、別表１に掲げるそれぞれの業種区分ごとに、予定価格の算出の基礎となった同表に掲げるアからエの合計額に、千円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨て、端数整理後の合計額に１００分の１１０を乗じて得た額とし、業務を所管する部長が定める。

２　前項の規定により算出した最低制限価格が、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額とし、業務を所管する部長が定める。

⑴　測量業務において、前項の規定により算出した最低制限価格が予定価格に１０分の８．２（上限値）を乗じて得た額を超える場合においては、予定価格に１０分の８．２（上限値）を乗じて得た額とし、予定価格に１０分の６（下限値）を乗じて得た額に満たない場合においては、予定価格に１０分の６（下限値）を乗じて得た額とする。

⑵　建築関係の建設コンサルタント業務又は土木関係の建設コンサルタント業務において、前項の規定により算出した最低制限価格が予定価格に１０分の８．１（上限値）を乗じて得た額を超える場合においては、予定価格に１０分の８．１（上限値）を乗じて得た額とし、予定価格に１０分の６（下限値）を乗じて得た額に満たない場合においては、予定価格に１０分の６（下限値）を乗じて得た額とする。

⑶　地質調査業務において、前項の規定により算出した最低制限価格が予定価格に１０分の８．５（上限値）を乗じて得た額を超える場合においては、予定価格に１０分の８．５（上限値）を乗じて得た額とし、予定価格に３分の２（下限値）を乗じて得た額に満たない場合においては、予定価格に３分の２（下限値）を乗じて得た額とする。

⑷　補償関係コンサルタント業務において、前項の規定により算出した最低制限価格が予定価格に１０分の８．１（上限値）を乗じて得た額を超える場合においては、予定

価格に１０分の８．１（上限値）を乗じて得た額とし、予定価格に１０分の６（下限値）を乗じて得た額に満たない場合においては、予定価格に１０分の６（下限値）を乗じて得た額とする。

３　前２項の規定により定めることが困難な特別な業務における最低制限価格において、測量業務においては、予定価格に１０分の８．２（上限値）から予定価格に１０分の６（下限値）を乗じて得た額の範囲内で、建築関係の建設コンサルタント業務又は土木関係の建設コンサルタント業務においては、予定価格に１０分の８．１（上限値）から予定価格に１０分の６（下限値）を乗じて得た額の範囲内で、地質調査業務においては、予定価格に１０分の８．５（上限値）から予定価格に３分の２（下限値）を乗じて得た額の範囲内で、補償関係コンサルタント業務においては、予定価格に１０分の８．１（上限値）から予定価格に１０分の６（下限値）を乗じて得た額の範囲内で、業務を所管する部長が定める。

（最低制限比較価格の端数計算）

第６条　第４条第２項及び第３項並びに第５条第２項及び第３項の規定により最低制限価格を算出する場合においては、最低制限価格に１１０分の１００を乗じて得た額（以下「最低制限比較価格」という。）に、千円未満の端数がない額とする。

２　第４条第２項及び第３項並びに第５条第２項及び第３項の規定にある上限値を用いて最低制限価格を算出する場合においては、予定価格に上限値及び１１０分の１００を乗じて得た額とし、その額に千円未満の端数がある場合においては、これを切り捨てる。

３　第４条第２項及び第３項並びに第５条第２項及び第３項の規定にある下限値を用いて最低制限価格を算出する場合においては、予定価格に下限値及び１１０分の１００を乗じて得た額とし、その額に千円未満の端数がある場合においては、これを切り上げる。

（入札の執行）

第７条　入札執行者は、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者としないものとする。この場合において、入札執行者は、入札者に対して、令第１６７条の１０第２項（令第１６７条の１３により準用する場合を含む。）の規定により当該入札をした者を落札者としない旨を告げるものとする。

２　前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者があるときは、入札執行者は、これらの者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

３　入札執行者は、第１項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しないときは、入札者に対して、落札者がいない旨を告げ、当該入札を終了するものとする。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成２０年６月２０日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成２１年１月２７日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成２１年１０月２２日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成２４年４月２０日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成２５年６月２４日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

（さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱運用指針の廃止）

２　さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱運用指針は、廃止する。

（経過措置）

３　この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

（施行期日）

１　この要綱は、平成２９年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２９年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の第４条第２項の規定は、この要綱の施行の日以後に公告又は指名通知を行った契約について適用し、同日前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行日前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行日前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年９月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行日前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行日前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

別表１（第５条関係）

業種区分	ア	イ	ウ	エ
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に１０分の５を乗じて得た額	－
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に１０分の６を乗じて得た額	諸経費の額に１０分の６を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に１０分の９を乗じて得た額	一般管理費等の額に１０分の５を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に１０分の９を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に１０分の８を乗じて得た額	諸経費の額に１０分の５を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に１０分の９を乗じて得た額	一般管理費等の額に１０分の５を乗じて得た額

※アからエの額については一円未満切捨て

※複数の業種を一括して発注する場合の第５条第１項の「合計額」は、それぞれの業務の業種区分のアからエを一括合計した金額とする。